

# 四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年8月8日

# 四條畷市農業委員会議事録

令和4年8月8日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

## 1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

## 2 本日の欠席委員

## 3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局書記	久保 光希

## 4 本日の議案

日程第1 [議案第93号] 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件  
日程第2 [議案第94号] 農地法第3条の規定による許可申請の件

## 5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。  
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。  
本日の議事録署名者には、小林 克重委員と西川 一也委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。  
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひします。  
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

## 日程第1

## 議案第93号

### 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第93号につきまして、事務局より議案を朗読します。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。

農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。

今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

大字下田原1442-3はJA大阪東部田原支店の北側付近で、現況は、現地写真1段目の左側のとおりです。

今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理致しました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

土井委員  
事務局書記

この解約後、土地利用はどうなるのですか。

次の議案第94号にて、所有権移転されます。

議長

その他なにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

## 日程第2

## 議案第94号

### 農地法第3条の規定による許可申請の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第94号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字下田原1212-5は下田原集会所の東側付近で、現況は、現地写真1段目の右側のとおりです。

譲渡人は申請地を相続により取得したものの、自身での農地利用ができないため、譲受人へ相談し、所有権移転に至ったものです。

番号2の場所については、位置図No3をご覧ください。

大字下田原1212-1は下田原集会所の北東側付近で、現況は、現地写真2段目の左側のとおりです。

譲渡人は申請地を相続により取得したものの、自身での農地利用ができ

ないため、譲受人へ相談し、所有権移転に至ったものです。  
番号3の場所については、位置図No4をご覧ください。  
大字下田原1442-3はJA大阪東部田原支店の北側付近で、現況は、現地写真2段目の右側のとおりです。  
譲渡人は申請地を相続により取得したものの、自身での農地利用ができないため、譲受人へ相談し、所有権移転に至ったものです。  
番号4の場所については、位置図No5をご覧ください。  
大字下田原568-4は下田原集会所の西側付近で、現況は、現地写真3段目の左側のとおりです。  
譲渡人は申請地を相続により取得したものの、自身での農地利用ができないため、譲受人へ相談し、所有権移転に至ったものです。  
なお、8月3日(水)午前10時から地区農業委員の東山委員と現地立会い調査を行い、申請者から説明を受けました。  
事務局からの説明は以上でございます。  
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。  
なし。  
ないようですので、この件については委員会決定と致します。  
以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会  
はこれをもって閉会とします。

議長

全委員  
議長

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記